

一時預かり利用者負担軽減事業について



普段、保育所や幼稚園等を利用していないお子さんを保育施設等で一時的に預かる一時預かりの利用について、経済的支援が必要なご家庭などの負担を軽減するため、該当するご家庭が支払う利用料（保育料）に対する助成を行います。

✓ 対象者および助成上限額

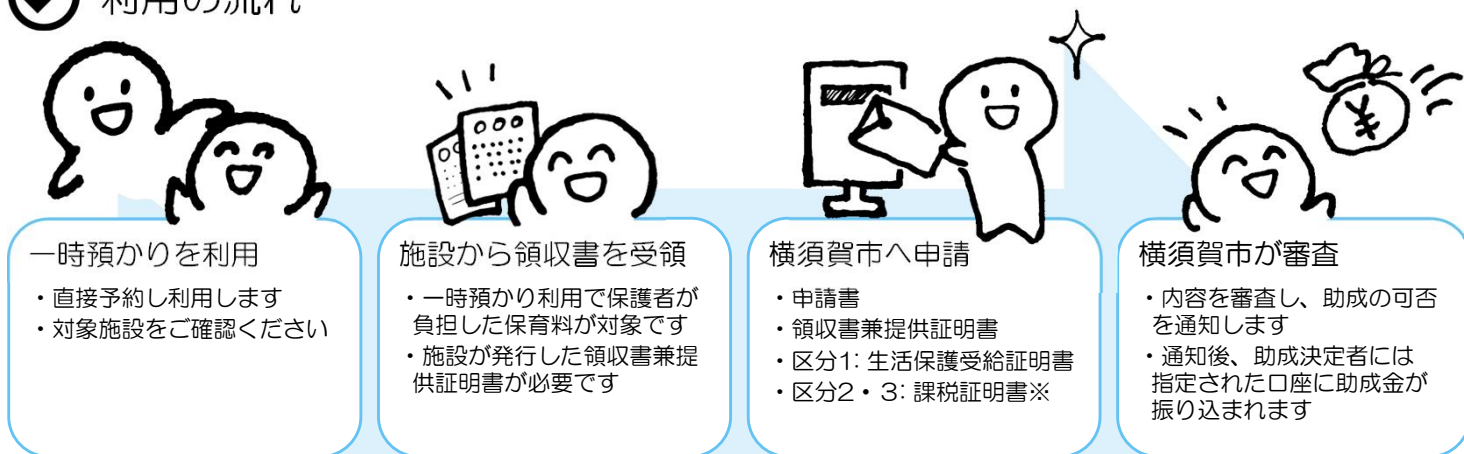
区分	内容	助成上限額（対象児童1人当たり）
1	生活保護を受給している世帯	日額 3,000円
2	住民税非課税世帯	日額 2,400円
3	市民税所得割額77,101円未満の世帯 （世帯年収360万円未満相当）	日額 2,100円
4	その他の世帯 （特に支援が必要な世帯）	日額 1,500円

一時預かり実施施設をチェック！



※保育所に申し込んでから入れるようになるまでの間の定期的な預かり（待機児童型一時預かり）は本事業対象外です。
※施設等利用給付認定を持っている場合は、施設等利用給付認定による助成が優先されるため本事業対象外です。

✓ 利用の流れ



✓ 申請方法

毎月25日までに横須賀市役所子育て支援課に郵送または持参で①申請書、②領収書を提出してください。

※区分1の方は、生活保護受給証明書の添付が必要です。

※区分2・3の方で1月1日に横須賀市に住民票がない場合、住民票のあった市区町村で課税証明書を取得し、添付してください。

お支払いは申請の翌月末を予定しています。

📞 申請・問合せ先

〒238-8550 TEL (046)-822-9476
神奈川県横須賀市小川町1-1 はぐくみかん5階
横須賀市役所 子育て支援課 入園係

📄 申請書のダウンロード

申請書および領収書兼提供証明書は、横須賀市ホームページからダウンロード可能です。

